

## ◎保証付制度融資 申込必要書類

## 1. 共通書類

書類名	備考	チェック
周南市中小企業振興融資制度申込書		
信用保証委託申込書等	信用保証委託申込書、信用保証依頼書、保証人等明細、申込人（企業）概要、信用保証委託契約書	
個人情報の提供に関する同意書	（宛先）取扱金融機関 （宛先）山口県信用保証協会	
滞納の無いことの証明書（市）	市税を完納していることの証明書	
決算書及び確定申告書	<個人の場合> 直近3期分の決算書、確定申告書 <法人の場合> 直近3期分の決算書（科目内訳書を含む）及び確定申告書（直近の別表を含む）	
印鑑証明書（法務局）	法人の場合のみ	
印鑑登録証明書（市）	法人の代表者又は個人事業主	
残高試算表	申込日が決算期から6ヶ月以上経過している場合のみ	

## 2. 申込内容により必要となる書類

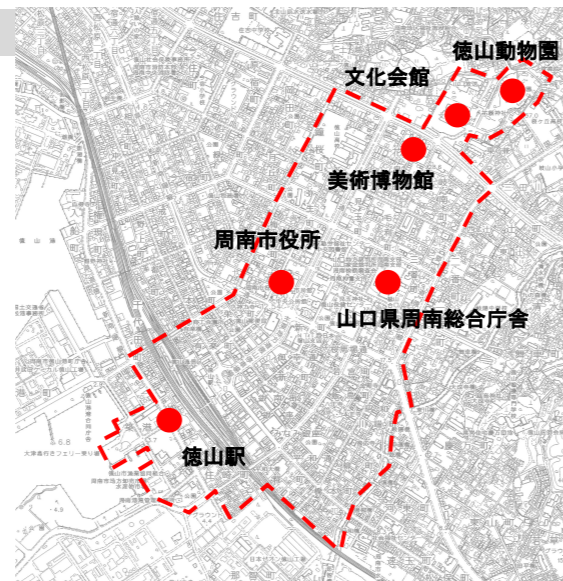
書類名	備考	チェック
個人情報の取り扱いに関する同意書	（宛先）徳山商工会議所・新南陽商工会議所（連名） （申込先が商工会議所の場合）	
見積書等	資金使途が設備の場合	
定款（写）	法人が初めて利用の場合又は前回提出後変更がある場合	
履歴全部事項証明書（商業登記簿謄本）	法人が初めて利用の場合又は前回提出後変更がある場合	
住民票又は在留カード（写）もしくは特別永住者証明書（写）もしくは外国人登録証明書	外国人の場合（在留資格及び在留期間（満了日等）の確認のため添付） ※外国人登録証明書は、切替期限までの一定期間のみ、在留カード又は特別永住者証明書とみなされ有効です。	
許認可証（写）	事業に必要な許認可証等の写し	
受注工事明細書	建設業の場合	
セーフティネット保証認定書	小規模・中小企業経営安定資金（1）による場合	
小規模・中小企業経営改善資金対象要件申告書	小規模・中小企業経営安定資金（2）による場合	
経常利益赤字が分かるもの	小規模・中小企業経営安定資金（2）－（イ）による場合	
罹災証明書	小規模・中小企業経営安定資金（4）による場合	
原油価格・物価高騰緊急対応資金対象要件申告書	原油価格・物価高騰緊急対応資金の場合	
創業計画書	起業化支援資金又は中心市街地活性化資金の場合	
融資推薦書	起業化支援資金又は中心市街地活性化資金の場合 （新規開業又は開業後6ヶ月未満の場合）	
認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明	起業化支援資金又は中心市街地活性化資金の場合 （新規開業の際に、左記の証明を受けた場合）	
誓約書	資金使途が土地取得の場合（事業目的による取得である旨を誓約）	

※上記以外にも、資金ごとに必要な資料や追加資料を提出していただくことがあります。

## ◎中心市街地活性化資金対象区域

## 中心市街地

第2期周南市中心市街地活性化基本計画で定められた区域（約149ヘクタール 右図参照）



## 周南市中小企業振興融資制度

## ◎融資の基本要件（共通）

- ・市内に事業所を有し、1年以上の事業実績があること（一部の資金を除く）。
- ・市税を完納していること。

業種	中小企業者(いずれかを満たす)		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
一般	3億円以下	300人以下	20人以下
内 ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下	5人以下
内 ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	20人以下
内 宿泊業・娯楽業	5千万円以下	100人以下	20人以下
内 宿泊業の内 旅館業	5千万円以下	200人以下	20人以下
小売業	5千万円以下	50人以下	5人以下

※平成27年10月1日から特定事業を行う特定非営利活動法人も市制度融資を利用することが可能になりました。

特定非営利活動法人	中小企業者	小規模企業者
	従業員数	従業員数
一般	300人以下	20人以下
卸売業	100人以下	5人以下
サービス業	100人以下	5人以下
小売業	50人以下	5人以下

## ◎保証付制度融資 ※保証料は市が全額助成します！

○申込み 下表の「申込先」にお申し込みください。

○必要書類 「保証付制度融資 申込必要書類」をご覧ください。

○審査・決定 金融機関及び山口県信用保証協会による審査があります。

地区	申込先	審査
全地域	山口銀行 西京銀行 もみじ銀行 広島銀行 東山口信用金庫 商工組合中央金庫 徳山商工会議所 新南陽商工会議所	申込順に随時 ※必要に応じて、審査会で審査します。

## ◎プロパー制度融資

○申込み 取扱金融機関に直接お申し込みください。

○必要書類 ・金融機関の指示に従ってください。

・企業立地促進資金については、融資対象要件を確認するため、融資の申込みをされる前に、「企業立地促進資金 融資対象事業確認書」により、市の確認を受ける必要があります。

○審査・決定 審査は通常の金融機関からの借入と同様、金融機関が行います。

## 《問い合わせ》

周南市役所 商工振興課 商工労働担当 TEL：(0834) 22-8373

周南市中小企業振興融資制度一覧（最終改定：令和5年4月1日）

《基本要件》1. 住所(法人は事業所所在地)が周南市内であること。 2. 1年以上の事業実績があること(起業化支援資金を除く)。 3. 市税を完納していること。  
 4. 小規模企業特別資金、小規模・中小企業経営改善資金及び原油価格・物価高騰緊急対応資金以外は、資金ごとの契約口数は、1口となります(1資金、1契約)。 5. 原油価格・物価高騰緊急対応資金は、令和6年3月31日融資実行分まで有効。  
 《貸付方法》 中小企業短期資金は手形貸付、それ以外は証書貸付とする。

◎保証付制度融資(山口県信用保証協会の保証を要するもの)

資金名	目的	融資対象	資金用途	融資金限度額	融利率	保証料率※1	融資期間 ( )内は据置期間	返済方法	保証人・担保	取扱金融機関
小規模企業特別資金	小規模企業者向け事業資金の融資	小規模企業者 〔融資限度額の範囲内において、2口目の契約を可とする。ただし、資金用途が同一の場合は、分割返済の期間が2年以上又は返済額が1/2以上であることを要する。〕	運転設備	千円 10,000	年% 1.4	年%	年以内 7(1年)	月賦	保証人:(法人)原則として代表者(個人)不要  担保:必要に応じて徴求	山口銀行 西京銀行 広島銀行 もみじ銀行 東山口信用金庫 商工組合中央金庫
小規模・中小企業経営改善資金	不況克服、企業安定のための資金の融資	次のいずれかを満たす小規模企業者及び中小企業者(融資限度額の範囲内において、2口目の契約を可とする。) (1) セーフティネット保証の認定を受けたもの (2) 最近3ヶ月又は6ヶ月又は直近決算の売上高が前年同期の売上高に比して減少しており、次のいずれかを満たすもの (ア)売上高の減少が5%以上 (イ)直近決算において経常利益ベースで赤字であること (3) 山口県指定の指定再生手続開始申立等事業者に債権(売掛金債権及び前渡金返還請求権)を有するもので、債権額が50万円以上又は取引依存度が20%以上であること (4) 災害により事業活動に影響を受け、罹災証明を受けたもの	運転	10,000	1.3	協会所定の率	10(1年)	月賦		
原油価格・物価高騰緊急対応資金	原油価格や物価高騰の影響を受けた小規模・中小企業向けの事業資金の融資	原油価格・物価高騰等の影響により、最近3カ月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比較して3%以上減少している小規模企業者及び中小企業者(融資限度額の範囲内において、2口目の契約を可とする。)	運転	10,000	1.3	の率	10(2年)	月賦		
起業化支援資金	中小企業等に勤務している従業員や新技術を有する者等が新たに事業を開始(開業して2年以内のものを含む。)するための融資	次の要件をすべて満たす小規模企業者 (1) 市内で新たな事業を起こそうとするもの(以下、「新規開業」という)又は開業して2年以内のもので、直ちに実行可能な創業計画又は事業計画を有するもの (2) 新規開業の場合にあっては、開業に必要な資金の20%以上を自己資金として有し、商工会議所等又は取扱金融機関店舗から推薦を受けられるもの ただし、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業」を受けた場合は、自己資金要件は不要とする (3) 開業後6ヶ月未満の事業所にあっては、商工会議所等又は取扱金融機関店舗から推薦を受けられるもの	運転設備	15,000	1.3	全額市助成	10(1年)	月賦		
中心市街地活性化資金	中心市街地での店舗等の新増設・改装等により、地域活性化を図るための融資	次の要件すべてを満たす小規模企業者及び中小企業者 (1) 周南市中心市街地活性化基本計画で設定された中心市街地区域内で事業を行っているもの又は当該区域で新たに事業を開始しようとするもので、直ちに実行できる具体的な事業計画等を有するもの (2) 新規開業の場合にあっては、開業に必要な資金の20%以上を自己資金として有し、商工会議所等又は取扱金融機関店舗から推薦を受けられるもの ただし、産業競争力強化法に基づく「特定創業支援事業」を受けた場合は、自己資金要件は不要とする (3) 開業後6ヶ月未満の事業所にあっては、商工会議所等又は取扱金融機関店舗から推薦を受けられるもの	運転設備 ※運転のみの利用は不可	20,000	1.3		15(1年)	月賦		
小規模企業近代化資金	小規模企業者の近代化(事業用設備改善)を促進するための融資	次のいずれかの資金を必要とする小規模企業者 (1) 機械器具類・車両等の購入資金 (2) 店舗、事務所及び工場等の新築又は増改築資金 (3) 駐車場の設備に要する資金 (4) 従業員の福祉施設の新設又は増改築資金	設備	20,000	1.4		15(1年)	月賦		

◎プロパー制度融資(取扱金融機関に直接申し込むもの)

中小企業運転資金	中小企業の運転資金需要に応える資金	小規模企業者及び中小企業者	運転	千円 15,000	年% 1.5	年% —	年以内 7(6月)	月賦	保証人:(法人)原則として代表者(個人)不要  担保:必要に応じて徴求	山口銀行 西京銀行 広島銀行 もみじ銀行 東山口信用金庫 商工組合中央金庫
中小企業設備資金	中小企業の設備資金需要に応える資金	小規模企業者及び中小企業者	設備	30,000	1.6 1.7	— —	10(1年) 15(1年)			
組合資金	組合の事業推進・強化のための融資	組合	運転	50,000	1.5	—	5(1年)	月賦		
			設備	50,000	1.6	—	15(1年)			
中小企業短期資金	商品仕入、諸決算又は賞与支給等のため、一時的に必要とする資金の融資	小規模企業者及び中小企業者並びに組合	運転	15,000	1.5	—	6月	分割又は一括		
商業施設整備資金	市内中小小売・卸売・サービス業者の店舗等新増改築資金の融資	小売・卸売・サービス業を行い、市内の店舗等の新築、増築、改築及び改装資金を必要とする小規模企業者及び中小企業者	設備	30,000	1.5	—	15(1年)	月賦		
企業立地促進資金	市内中小企業者の新産業の創出及び新規設備投資のための融資	次のいずれかの資金を必要とする小規模企業者及び中小企業者 (1) 下記の事業(以下①～④)における施設及び設備の新設、増設、更新、導入等に必要となる資金 ① 製造業における研究開発事業 新製品及び高付加価値製品の研究開発、その他製造業に係る研究開発 ② 水素関連事業 水素を燃料とする車両に水素を供給する事業、販売目的での水素製造、水素の輸送・貯蔵設備の製造、水素を燃料とする車両又はその基幹部となる製品及び部材の製造等 ③ 医療関連事業 医薬品、医療機器又はこれらの基幹部となる製品及び部材の製造等 ④ 環境エネルギー関連事業 (2) 水素を燃料とする車両及び設備の導入に必要となる資金	設備	50,000	1.4	—	15(1年)	月賦		

※1…セーフティネット保証制度の認定を受けた場合の保証料率は、年0.8%。